

事業再編・税務清算編

事業再編で 止まらないために

税務清算は、帳簿だけでは終わりません

事業再編、拠点見直し、持株譲渡、清算など、会社の出口対応では、最後に税務清算が大きな関門になります。

税務清算で問われるのは、単なる数字ではありません。

その数字の背景にある取引、現物、契約、発票、写真、処分記録です。

清算は、最後の事務処理ではなく、

これまでの管理状態が問われる場面です。



税務清算は 「最後に始める作業」 ではありません

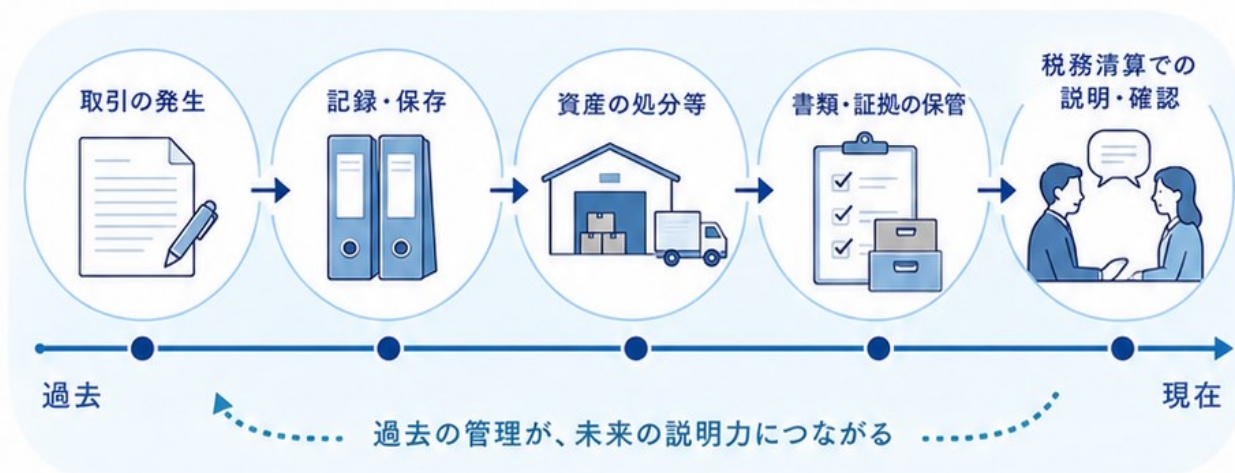
過去の管理状態が、そのまま説明力になります

税務清算では、過去の取引や資産処分について、
後から説明を求められることがあります。

- なぜその資産を処分したのか
- なぜその在庫を廃棄したのか
- なぜその金額で売却したのか
- なぜその債権は回収できないのか
- その取引の発票や契約はあるのか



つまり税務清算は、過去の管理を振り返る作業でもあります。



会社の段階によって、 整理の目的は変わります

平時の見直しと、再編時の棚卸は違います

事業再編がまだ具体化していない会社には、過去の処理を振り返り、今後の管理体制を強化する時間があります。

一方で、事業再編の検討段階に入った会社では、これから新しい管理体制を作るというより、過去の取引・資産・在庫・証憑を棚卸し、税務清算や関係者説明に耐えられる状態へ近づける作業が中心になります。

平時は、管理体制の強化。

再編時は、過去の棚卸と証拠整理。

段階によって、やるべき整理は変わります。

平 時

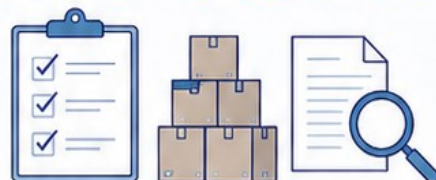
管理体制の強化が目的



- ✓ 過去の処理を振り返る
- ✓ 課題を見つけて改善する
- ✓ 将来に向けた管理体制を整える

再 編 時

過去の棚卸と証拠整理が目的



- ✓ 取引・資産・在庫・証憑を棚卸する
- ✓ 証拠を整えて説明に備える
- ✓ 税務清算や関係者説明に耐える状態へ

税務局が見るのは、 数字の背景です

帳簿・現物・契約・発票・写真をつなげる

帳簿上の数字だけでは、十分な説明にならない場合があります。

税務清算では、次の整合性が重要になります。

- 帳簿と現物は一致しているか
- 契約書と発票は一致しているか
- 発票と入出金記録は一致しているか
- 資産台帳と処分記録は一致しているか
- 廃棄や売却の写真・証明は残っているか



大切なのは、数字と現場の実態を一本の線で説明できることです。



固定資産は、 清算時に大きな 論点になります

台帳にあるもの、現場にあるもの、すでにないもの

固定資産は、税務清算で確認されやすい項目です。

- 台帳にある設備は、現場にあるか
- 現場にない設備は、いつ、どう処分したか
- 売却したのか、廃棄したのか、移転したのか
- 除却損や処分損の根拠はあるか
- 写真や廃棄証明は残っているか

特に注意が必要なのは、帳簿上は残っているのに、
現物が確認できない場合です。

固定資産は、現物があるうちに確認しておく必要があります。



在庫は「数量」と 「理由」が問われます

売れない在庫、使えない部品、不良品の説明

在庫は、金額だけでなく、数量と処分理由が重要です。

- 完成品
- 仕掛品
- 原材料
- 補給部品
- 不良品
- 長期滞留品
- 顧客専用品



在庫を廃棄する場合、なぜ売れないのか、
なぜ使えないのか、なぜ廃棄する必要があるのかを
説明する資料が必要になります。



在庫処分は、現場判断だけで終わらず、
税務上説明できる形に残すことが重要です。

売却・廃棄・移転では、 必要な証拠が違います

同じモノでも、出口によって説明資料は変わります

設備や在庫の出口は、大きく分けると、売却、廃棄、移転の三つです。

売却



価格の妥当性、契約書、
発票、入金記録が必要です。

廃棄



廃棄理由、廃棄業者、
廃棄証明、写真が必要です。

移転



移転先、移転理由、
物流記録、資産移管資料が
必要です。

どの出口を選ぶかによって、税務清算で求められる説明は変わります。



発票・契約・入出金は、 一本につながっていますか

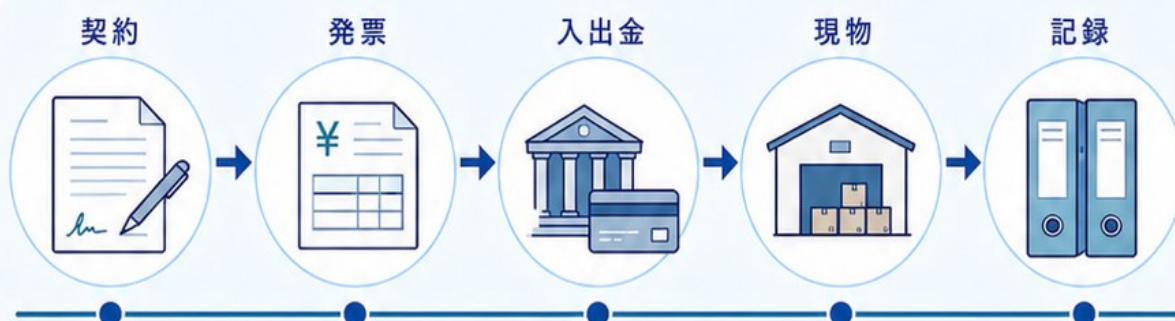
書類がバラバラだと、後で説明が苦しくなります

税務清算では、取引の実態を確認されます。

- 契約書はあるか
- 発票はあるか
- 支払記録はあるか
- 入金記録はあるか
- 相手先は実在しているか
- 取引内容と現物の流れは一致しているか



契約・発票・入出金・現物の流れを、
一本につなげて説明できる状態にしておくことが大切です。



すべての証拠を一本につなげて、取引の実態を説明できる状態にする

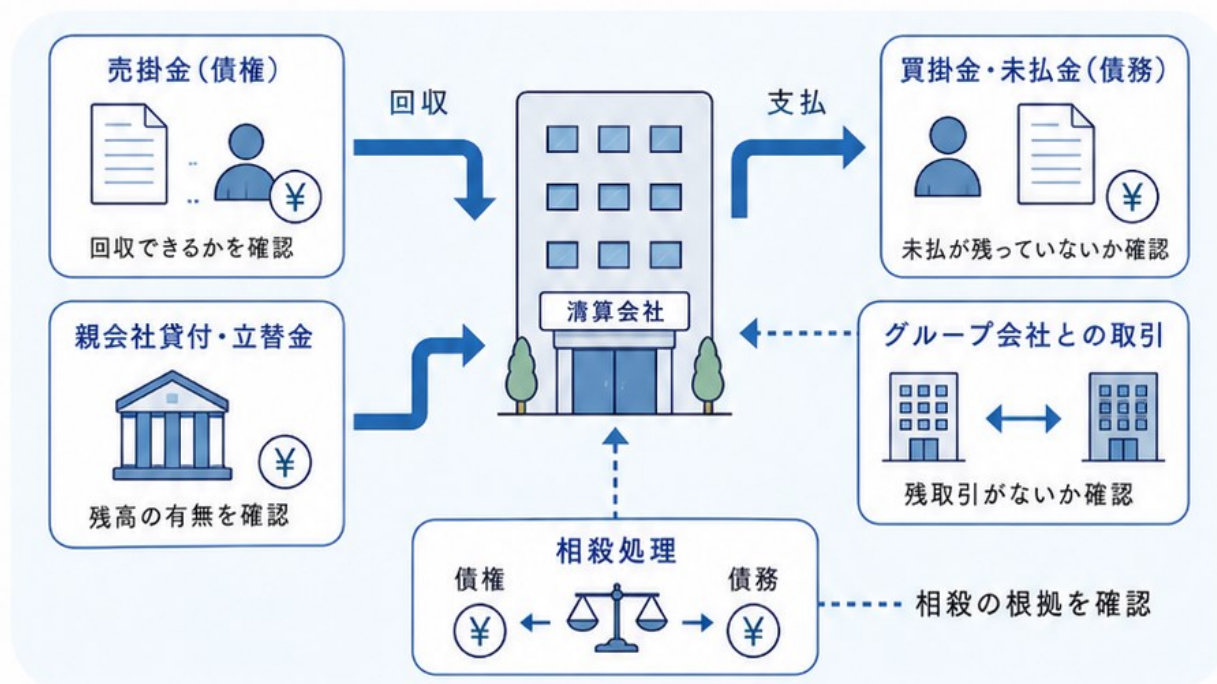
債権・債務も、 最後に残ると厄介です

回収不能、未払、相殺、親会社取引

清算時には、債権債務の整理が必要です。

- 売掛金は回収できるか
- 回収不能なら理由を説明できるか
- 買掛金や未払金は残っていないか
- グループ会社との取引は整理できているか
- 親会社貸付や立替金は残っていないか
- 相殺処理に根拠はあるか

債権債務は、最後にまとめて整理しようとすると、
関係者確認に時間がかかることがあります。



関連会社取引は、 見られやすい論点です

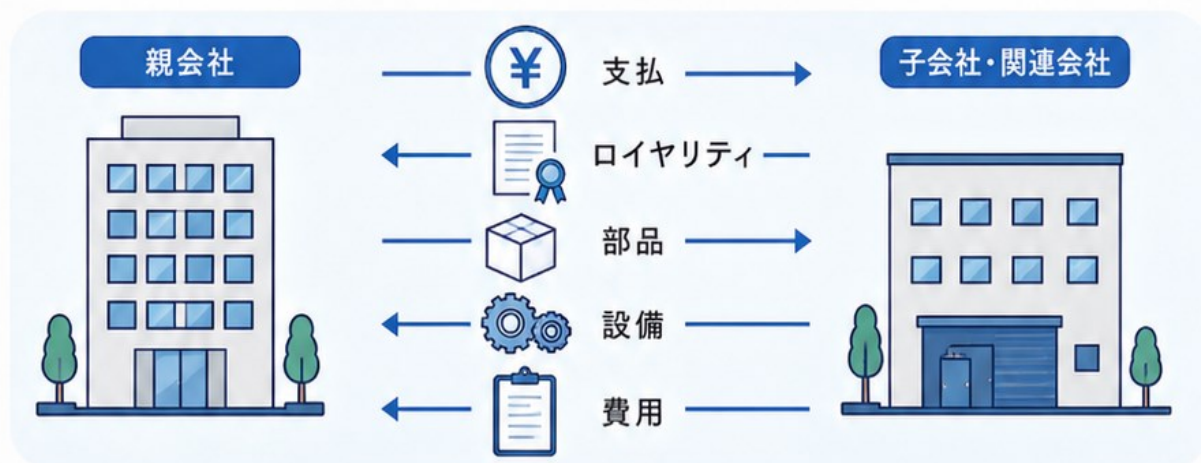
移転価格、費用負担、親子間取引

事業再編や清算時には、関連会社との取引が目立ちます。

- 親会社への支払
- 技術指導料
- 管理費
- ロイヤリティ
- 材料・部品の輸出入
- 設備の移管
- 債権債務の整理

普段は大きな問題になっていなかった取引でも、清算時には改めて説明を求められることがあります。

『昔からそうしていた』ではなく、契約、根拠、金額の合理性を説明できる状態が必要です。



会計士だけでは、 現場証拠は集まりません

税務清算には、現場と専門家をつなぐ役割が必要です

会計士は税務清算の専門家です。しかし、現場に何があり、何がなくなり、どう処分されたかは、現場を確認しなければ分かりません。

必要なのは、会計士・現場・本社の間をつなぎ、
税務清算で説明できる証拠に整理する役割です。

- 税務上必要な資料を理解する
- 現場で証拠を集める
- 台帳と現物を確認する
- 処分方法を記録する
- 本社説明資料に落とし込む



税務清算は、紙の作業でありながら、実は現場作業でもあります。



いざという時に 説明できる会社へ

平時の整理と、再編時の棚卸

事業再編が具体化していない段階では、過去の処理を振り返り、今後の管理体制を強化することができます。

一方で、事業再編の検討段階に入った後は、過去の取引、資産、在庫、証憑を棚卸し、説明できる状態に近づけることが重要になります。

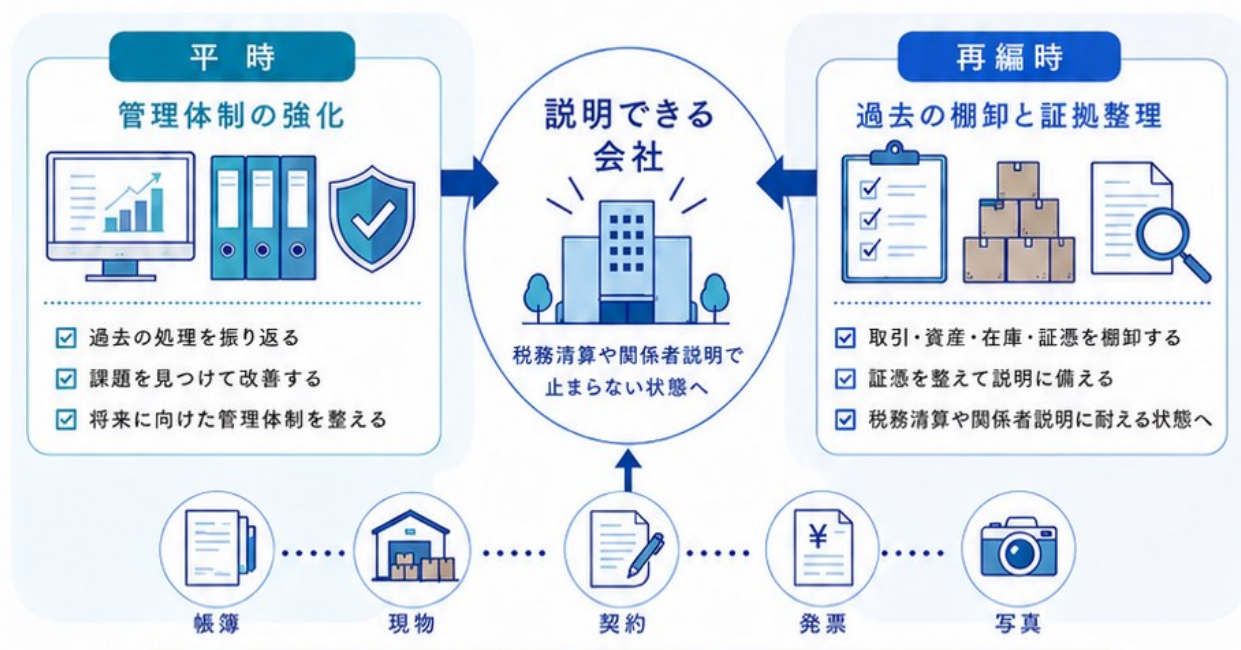
平時であれば、**管理体制の強化**。

再編時であれば、**過去の棚卸と証拠整理**。

どちらの場合も**目的は同じです**。

帳簿・現物・契約・発票・写真をつなげ、税務清算や関係者説明で止まらない状態をつくること。

いざという時に説明できる会社であることが、事業再編を進めるうえでの大きな備えになります。



作成：上海晃会企業管理有限公司
飯塚 晃

2026年6月版

※本資料は一般的な実務論点の整理であり、個別案件では弁護士・会計士等の専門家確認が必要です。